

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和5年6月28日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200264 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2300003 号

## 第 1 結論

請求期間については、国民年金の強制加入被保険者とし、請求期間のうち、昭和 61 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 11 月 1 日から昭和 62 年 5 月 5 日まで

私は、昭和 61 年 1 月に会社を退社し、実家に戻り、A 事業所の B でアルバイトをしていた。請求期間の国民年金保険料を当時同居していた両親に預け、父が自治会の集金人に渡していたと思うので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

### 1 請求期間については、請求者の請求期間当時の住所地である C 町（現在は D 市）の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者は、昭和 61 年 11 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失後、昭和 62 年 5 月 6 日に同被保険者資格を取得していることから、国民年金に未加入とされている。

しかしながら、請求者の A 事業所及び E 事業所に係る健康保険被保険者原票によると、請求者は、請求期間において健康保険のみ加入していることが確認でき、オンライン記録からも、請求者が、請求期間において農林漁業団体職員共済組合又は厚生年金保険等の被用者年金に加入していた記録は確認できない。

また、農林漁業団体職員共済組合は、請求者の請求期間における同共済組合の加入記録は確認できない旨回答しており、E 事業所の後継事業所である F 事業所の担当者は、請求期間当時の資料の保管はなく、同事業所における健康保険及び農林漁業団体職員共済組合への加入の取扱いについては不明である旨陳述している。

以上のことから、請求者が請求期間において被用者年金が適用されるべきであった事実は確認できず、請求者は、請求期間においても継続して国民年金の強制加入被保険者であったものと考えられる。

### 2 請求期間のうち、昭和 61 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、C 町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、一旦納付された請求者の昭和 61 年 11 月の国民年金保険料は、還付理由を「厚生年金等加入」として、昭和 62 年 1 月 16 日付けで還付決議されていることが確認できる。

しかしながら、前述のとおり、請求者が昭和 61 年 11 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、納付済みの同年 11 月の国民年金保険料を「厚生年金等加入」として還付する合理的な理由は見当たらず、誤還付であることが明らかである。

以上のことから、請求者は、請求期間のうち、昭和 61 年 11 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 3 請求期間のうち、昭和 61 年 12 月 1 日から昭和 62 年 5 月 5 日までの期間（以下「当該期間」という。）については、C 町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、前述のとおり、請求者の国民年金被保険者資格を昭和 61 年 11 月 1 日喪失とされたことにより、当該期間については、国民年金に未加入とされている上、請求者に対し別の国民年金の記号番号が払い出された形跡もないことから、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、前述の C 町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録において、請求者の当該期間に係る国民年金保険料が納付されていた記録はなく、還付された形跡もない。

さらに、D 市は、請求期間当時の事務取扱及び保険料の収納に関する資料については、大幅に年数が経過しているため確認できない旨回答している上、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付を行ったとする父親も既に亡くなっていることから、請求者の当該期間に係る具体的な国民年金保険料の納付状況等は不明である。

このほか、請求者及び請求者の父親が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の当該期間に係る国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200335 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300008 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 21 年 12 月 18 日の標準賞与額を 4 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 21 年 12 月 18 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 21 年 12 月 18 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 12 月 18 日

A 社から請求期間において賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、賞与の支給記録が漏れている。調査の上、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した請求期間に係る賞与明細書（以下「明細書」という。）によると、請求者は、請求期間において A 社から賞与が支給され、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、前述の明細書に記載されている賞与支給総額（10 万 2,581 円）には、9 月分残業（5 万 9,831 円）が含まれており、9 月分残業が標準賞与額に含まれるか否かについては、A 社が提出した給与規定によると、残業代（時間外手当）は賃金として支給される諸手当の一つとされており、日本年金機構は、残業代が本来支給する月ではなく遡及して支払われることになった場合、本来支払うべき月に振り分けて算定することになる旨回答していることなどから、請求期間に係る賞与額については、賞与支給総額（10 万 2,581 円）から 9 月分残業（5 万 9,831 円）を除いた 4 万 2,750 円、厚生年金保険料控除額については、9 月分残業分を含んで計算していたと推認できる同控除額（7,828 円）から按分して算出した 9 月分残業分の同控除額（4,566 円）を除いた 3,262 円とすることが妥当である。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の明細書により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、4 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判

断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2200336号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2300009号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年7月31日の標準賞与額を9万円に訂正することが必要である。

平成17年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和57年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月

A社から請求期間において賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、賞与の支給記録が漏れている。調査の上、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者がA社の請求期間に係る賞与明細書として提出した「7月分給料明細」、同社における請求期間当時の事務担当者の陳述内容及び当時の厚生年金保険料率から判断すると、請求者は、請求期間に係る賞与(9万円)を同社から支給され、標準賞与額(9万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたと推認できる。

賞与の支給日については、前述の明細書には7月の記載はあるものの、支給日の記載はなく、A社においても資料を保管していない旨回答していることから、当該月の末日の平成17年7月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。